

令和 3 年 第 1 0 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 3 年 5 月 2 5 日（火）午後 4 時

場 所：教育委員会室

教育長	千	葉	孝
教育長職務代理者	庭	野	和
委員	井	戸	代
委員	平	井	一
委員	蓮	沼	秋

事務局	教育推進課長	飯	田	常	雄
	学務課長	大	關	一	彦
	教育指導課長兼教育研究所長				
		近	津		勉
	学校施設課長	石	塚		修

書記	教育委員会事務局				
	教育推進課庶務係長	杉	浦	佳	之
	同 主査	志	村	一	彦

千葉教育長	開会時刻 午後４時 ただいまから、令和３年第１０回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は１名の方から傍聴のお申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室をお願いいたします。 日程第１、署名委員を決定いたします。井戸委員と蓮沼委員をお願いいたします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 第１８号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを議題といたします。本件は、議会に上程される前の議案に関することでありまして、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める秘密会として審議したいと思います。 この発議に賛成の方の挙手をお願いします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 なお、１８号議案につきましては、議案が議会に上程された後に、議事録の公開を可能といたします。 それでは、傍聴人の方の退室をお願いいたします。 〔傍聴人退室〕 〔秘密会〕 〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕
教 育 長	それでは、第１８号議案を審議いたします。内容につきまして、事務局より説明をお願いします。
飯田教育推進課長	では、ご説明させていただきます。 教育に関する事務の議案についてという公文を御覧ください。６月７日に

開会をいたします令和3年第2回江戸川区議会定例会に提出する議案につきまして、法第29条の規定により、意見聴取をされたものでございます。項目は記書きにございます2点でございます。

1点目、令和3年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分。

2点目、江戸川区子どもの権利擁護委員設置条例中教育の事務に関する部分でございます。中身につきましては、それぞれ別紙でご報告させていただきます。

次のページをご覧ください。令和3年度第3号補正予算概要（教育費）案をご覧くださいいただければと思います。

はじめに、歳入の部門でございます。都支出金、都補助金、教育費補助金ということで、2,020万円の歳入補正を組んでございます。内訳といたしましては、学習サポーター配置支援事業費都補助金、1,980万円。授業改善推進拠点校事業費都補助金、40万円でございます。学習指導サポーターにつきましては、※1ということで、下のほうに記載させていただいてございますが、新型コロナの影響で出席停止となった児童等の学びの保証やフォローに係る教員負担の軽減を目的に配置するものでございます。

続きまして、都委託金でございますが、教育費委託金。持続可能な社会づくりに向けた教育推進事業費都委託金として25万円の計上をしてございます。こちらは令和3年度の持続可能な社会づくりに向けた教育推進校としての研究に係る経費でございます。

以上、歳入の部門といたしまして、2,045万円の計上をしているということでございます。

続いて、歳出でございます。教育費、教育推進費ということで746万7,000円計上してございます。内訳は小学校、中学校分かれてございますが、内容としては同一のものでございます。授業目的公衆送信補償金制度に基づく令和3年度の補償金ということでございますが、こちらにつきましては、従前から教員が授業において、児童生徒に対しまして、いわゆる著作物を提示する場合には、個別の許可をとることなく使用することができたものでございますが、いわゆるインターネットを介したオンライン授業を行う場合、やはりクラウドにそういった資料を保存する場合には個別に許諾が必要ということになってございます。

ただ、そういう状況ですと、そういった資料の活用が進まないということで、この授業目的公衆送信補償金制度が開設をされたところでございます。内容は下にございます※の2番というところでございますが、著作物利用に

係る補償金を一括で支払うことで、教育の現場における個別の許諾を要することなく、授業の過程において必要な限度で様々な著作物を円滑に利用することが可能となる制度でございます。令和2年12月末にこの金額が決まったという通知が来たものですから、当初予算ではなくて今回補正予算で計上させていただいたところでございます。

続いて、学務費でございます。新型コロナウイルス感染症対策関係費ということで、2,786万5,000円計上してございます。新型コロナの影響で、令和2年度に宿泊行事ができなかった現小学校6年生に代替行事費用として一人当たり5,000円を支援するものでございます。

続きまして、教育指導費でございます。合計で2,045万円計上しているところでございますが、内訳といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策関係費ということで1,980万円を計上してございます。こちらは歳入にもございました、学習指導サポーターの配置に係る報償費でございます。

2点目としまして、教職員人事・研修関係費につきましては、65万円の計上でございます。中身は報償費、需用費、備品購入費とございますが、これらにつきましても歳入にございました、持続可能な社会づくりに向けた教育推進校としての研究に係る経費及び授業改善推進拠点校としての経費でございます。あわせまして、5,578万2,000円の歳出補正を組ませていただくというものでございます。

続きまして、次のページを御覧ください。江戸川区子どもの権利擁護委員設置条例（案）でございます。こちらの新規条例の案をご説明させていただく前に背景をご説明させていただきます。江戸川区では従前から子どもの健全育成に係る施策に取り組んできたところでございますが、そういった中で昨年度には児童相談所も開設をいたしました。その中で子どもの権利の侵害を防ぐ、また、子どもの権利を守る、こういったことを権利として示すために、子どもの権利条例という条例を次の議会に提出することになってございます。

子どもの権利条例はいわゆる理念条例でございますが、その条例の中に第9条として、子どもの権利の侵害に対する支援体制を整えるという理念がうたわれてございます。その支援体制を具体化するためにつくられますのが、今回上程いたします子どもの権利擁護委員という組織でございます。子どもの権利擁護委員につきましては、子供の権利侵害に関する救済機関としての機能、またいじめの重大事態に係る調査機能ということの二つをもって設置する予定でございまして、教育委員会の事務にもかかわるということで、今

	回、意見聴取がされたところでございます。 条例案の中身をご説明させていただきます。 第1条は設置ということで、子どもの権利条例第9条第2項の規定に基づき、子どもの権利が侵害されている状態を速やかに回復するため、区長及び教育委員会の附属機関として設置するものでございます。第2項には、あわせていじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関を兼ねるという位置付けをしているところでございます。第2条は委員ということで、委員の定数が、9名以内というようところが委員に関わる規定をしてございます。第3条は擁護委員の職務ということで、子どもの権利侵害を回復するための助言や支援、調整や要請のほか、必要な調査を行うことというようなことが記載をされるところでございます。第4条は擁護委員の守秘義務について、第5条は擁護委員への協力ということで、区は、擁護委員の職務に協力するというようなことが規定されているところでございます。第6条に活動報告ということで、擁護委員の活動につきましては、区長及び教育委員会に報告をするということで規定をしているところでございます。 最後に、付則でございますが、この条例は、江戸川区規則で定める日から施行するということで、子どもの権利擁護委員という組織の設立に向けた準備を行った上で、準備が整い次第、施行日を改めて定めた上で、それを規則によって決定するというものでございます。 こちらにつきましての説明は以上です。
教 育 長	ただいまの件、2点ありますけれども、何かご質問・ご意見ありますでしょうか。
庭 野 委 員	補正予算案について質問させてください。 まず、歳入のところで、区の委託ということで、SDGs関係の委託金がありますが、江戸川区としてのSDGsの研究校というのはあったと記憶しているのですが、これはまた新たに新しい学校を委嘱するという形なんでしょうか。これがまず、一つ。 それから、続きまして、今度歳出ですけれども、学務費で、去年の6年生ができなかった宿泊行事、これに代替行事ということで一人あたり5,000円ということですね。どんな代替行事を考えているのか、お分かりでしたらぜひ教えていただければなというふうに思います。 以上、2点です。

近津教育指導課長	まず、SDGs、持続可能な社会づくりに向けた教育推進校でございますけれども、江戸川区としても推進してございます。うち一校が清新ふたば小学校でございまして、この清新ふたば小学校が今回都の委託を受けて指定校になってございます。 それから、昨年度も令和2年度に宿泊行事ができなかった現小学校6年生の代替行事ということでございますが、例えば、日帰りで卒業に向けた遠足を実施するなどの代替行事を考えていただいているところでございます。
庭 野 委 員	分かりました。
教 育 長	基本的には去年5年生がウインタースクールに行けなかったんですね。まだ、6年生として残っているので、何とか取り戻してあげたい、どこか時間のあるところで行かせてあげたいという思いです。宿泊になるか日帰りになるか分かりませんが、聞いてみたら、小学校でかなりの校数が予定しているとおっしゃっていただいたので、5年生で使っていない分、1年遅れたけれどそこは対応させていただくということです。 私からですが、学習指導サポーターの話ですけれども、さっき米印のところで、目的は分かったんですが、役割について教えてください。
教育指導課長	主に、新型コロナで出席停止となった児童が、出席停止が解除されて、学校に戻ってきたあたりに、当然学級では授業が進んでいますので、授業を取り戻すためのフォローであったり、補修的な内容であったり、あるいは休んでいる間に出された課題があると思いますので、そういった課題について、例えば、丸付けするなどしてあげるとか、そういった内容で教員の負担を軽減するというところでございます。
教 育 長	では、先生と一緒に子どもをみるという、そっちの役割ですね。
教育指導課長	はい。
教 育 長	去年もありませんでしたか。
教育指導課長	去年は学校再開支援員という形です。学校が臨時休業明け、子どもたちの感染防止のための対策をとる上で教員の負担軽減ということで、例えば、教室の消毒であったり、子どもたちの学習等の見守りの手伝いだったりという

	ことでの支援員の配置をいたしました。
教 育 長	支援員は、もう去年限りということで、去年の中では学習の補助、学習を手伝ってあげるというのはなかったということですね。なので、今回、当初予算では組んでいなかった。年度途中だけれども、東京都からそういう事業の提案があったので、改めて歳入と歳出を増額で乗せたという、そういう流れということですか。
教育指導課長	教育長ご指摘のとおりでございまして、昨年度の学校再開支援員のようなものは、今年度はいわゆるスクールサポートスタッフに担わせることとして、今回は授業支援、学習支援に沿った形で学習指導サポーターというふうな施策を開始するといったことを東京都が提案してきたものでございます。
蓮 沼 委 員	人材はいるのですか。
教育指導課長	委員ご指摘のとおりでございまして、学校側がそういったスタッフを見つけます。例えば、今年度あるいは昨年度の教育実習生に声をかけるなどして、まだ職についていない方がいらっしゃれば、そういった方に声をかけるなどしていただいて、また地域の人材も活用させていただいております。ただ、その間、新型コロナで出席停止になった場合ということでございますので、およそ2週間程度の出席停止となった児童生徒が発生した場合が前提でございまして、そういったことがあった場合での施策ということでございます。
蓮 沼 委 員	これは区の教育委員会のホームページか何かに出ているんですか。
教育指導課長	現在、まだ出しておりません。
庭 野 委 員	これからそういうアナウンスするということなので、実際にこれ、予算通らないとできないのかなと思うんですけども、いつ頃から実施ということは決まっているのでしょうか。
教育指導課長	補正予算が成立後、直ちにというふうには考えてございます。
蓮 沼 委 員	いろいろ議会でも教育指導課というか、教委のやり方については議員さん

	も理解されているが、なかなか人が集まっていない。いろいろな予算をとっているけれども、配置が苦しいんだとか、スクールソーシャルワーカーとかそういうのも出て、なかなか厳しいですよ。学校現場も何かそういう制度的なものをやってくれるのは喜んでいるんだけど、実際に集めるというのが結構大変なんです。よね。 だから、できれば区教委のほうで、教育委員会のほうで交渉してもらってこういうふうにしてこの中で選んでくださいとか、そうすると一番いいんだけど、また学校が独自で学校のいろいろなネットもあるんだろうけれども、なかなか探すというのは大変な学校があると聞いているので、そのあたりのところを解決していくというのは課題かなと思うんです。
庭 野 委 員	今のお話で思い出したんですが、コロナでは、人材派遣会社をお願いして、いろいろな医療関係者だとか集めていますよね。教育もそういうふうなところになっていかないのかなというふうに思っていますけれどもね。 学校が探すというような、あるいは、教育委員会が探すというのは大変な重荷になっているというか。本当につらい状況になっているんじゃないかなと思うんですけれども、あとは、今回のコロナの対応を聞いていると、政府はそういうことをどんどんやっているわけですよ。そういうのが教育に広がってきてほしいなとも思うんですけれども、そんなふうになることを期待しています。
教育推進課長	現状でご説明させていただきますと、都道府県単位でそういう人材の派遣ではないんですけれども、紹介といいますか、そういった事業を行ってございます。東京都で今、ティープロという名前ですけれども、まとめて募集をかけていただいて、そこに登録をしていただくことで、その中で人材のマッチングを行います。 江戸川区の教育委員会でも例えばスクールサポートスタッフはじめとして、そういったところも活用できるような仕組みが整いつつあります。一方で、そこだけで全て埋まるわけではありませんので、併せて現場の中で、学校の先生方のネットワークの中で探していただくというのも両方兼用で今進めさせていただいている状況でございます。
庭 野 委 員	例えば、産休代替教員を探すときは、副校長先生が片っ端から名簿をもとにずっと電話をかけて、全て終わってもいないというような状況が続いているようなので、本当に気の毒だなというふうに思っています。何かうまい手

教 育 長	がないかなというふうに思っていますので、みんなでもた知恵を出していければいいなというふうに思います。 よろしいでしょうか。 他になれば、第１８号議案の意見聴取に対しては異議なしと決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、異議なしと決定し、区長にその旨回答いたします。 秘密会はここまでといたします。 傍聴人の方の再入室を認めます。 〔秘密会終了〕 〔傍聴人再入室〕
教 育 長	次に、第１９号議案、令和３年度学校評議員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
教育指導課長	第１９号議案、令和３年度学校評議員の委嘱につきまして、説明させていただきます。 まず、はじめに、江戸川区立学校の管理運営に関する規則の第１１条の３の２に、小中学校に学校評議員を置くと定められております。その第２項に、学校評議員は校長の推薦により委員会が委嘱するとなっております。そのため、本日の議題として挙げさせていただいているものです。 それでは、１枚おめくりいただきまして、資料をご覧ください。資料は横版でございます。１番の学校評議委員数の変遷というところで、網掛けをしてございます令和３年度でございます。今年度は小学校から５０４名、中学校から２２１名、幼稚園から７名、計７３２名の推薦をいただいたところでございます。その内訳でございますけれども、２番の内訳のところをご覧くださいと、小中、幼稚園、各校種とももっとも多いのは中ほど「旧ＰＴＡ」の役員の方々。続いて、「現ＰＴＡ」、または「町会関係」の方々、さらに「民生児童委員・主任児童委員」、それからここはちょっと学校種によって特徴的ではございますけれども、一番右のほうに「近隣公立高校」あるい

	は、「学校・幼稚園関係者」、または「すくすくスクール職員」といったような形で、学校によっては開きがございますが、そういった方々が推薦される方としては多ございます。いずれにしても、こうした方々に今年度も学校評議員として学校の教育活動のご支援をいただき、よりよい関係を整えていくために進めてまいりたいというふうに考えております。
教 育 長	ただいまのことに関しまして、ご質問・ご意見ございましたら、お願いします。
庭 野 委 員	学校評議員につきましては、学校のいろいろな活動について様々な状況を見ていただいたり、ご意見いただいたりして、改善をしていくというところ です。任命された当初は大変張り切ってやったださるんですけども、それが何年か続くとマンネリというのでしょうか、そういうふうになってきがちということを聞いておるんですけども、連続何年間はその同じ方を推薦できるとか、そういう決まりはあるのでしょうか。もし、お分かりでしたら最長はどのくらいやっていらっしゃるのか、お聞かせください。
教育指導課長	ここの資料には、新規継続の内訳というところで、今回委嘱させていただく732名のうち、659名が継続、新規の方は73名ということでございます。今、委員からご質問ございました、最長何年かというところでございますが、そういったことは資料にございませんので、後ほど調べてご報告いたします。また、何年までというような決まり、継続の決まりでござい ますけれども、現状、上限は設定されてございません。
庭 野 委 員	ありがとうございます。先ほどのご説明にもあったけれども、長くなっ てくると、学校に対していろいろな意見を言いにくくなるというのでしょうか、そのような状況が出てくるということも聞いていますので、できれば、3年とか5年とか決めて、交代して、また何年か経ったら戻ってこられると いうふうなものにしていくこともいいと思っています。
教 育 長	よろしいでしょうか。 他になれば、第19号議案は原案のとおり、決定をいたします。 次に、第20号議案、夏休み新聞コンクール開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを議題といたします。

教育推進課長	それでは、ご説明いたします。初めての後援名義の申請でございますので、申請書等一式、お示しをさせていただいているところでございます。 申請者は、一般社団法人東部読売会でございます。行事名は夏休み新聞コンクールでございます。まず、この東部読売会さんにつきましては、江戸川区、江東区、墨田区の読売新聞の販売店さんの団体でございます。その中で江戸川区の販売店さんが中心になって、今回、この企画を立案したというふうにお伺いしてございます。 実はこの江戸川区の読売新聞の販売店につきましては、昨年度、区内の小学生に読売子ども新聞の無償配布をしていただいた団体でございます。令和2年度には2回配付をしていただきました。今年度、令和3年度につきましても5月と6月に今年度は3年生から6年生の児童全員に読売子ども新聞の無償貸与をするということでお伺いしてございます。そういった活動に加えて、今年につきましては、夏休み新聞コンクールの実施をするというようなことでお伺いしている資料でございます。 事業の詳細につきましては、次のページ、企画書を御覧ください。事業の目的でございますが、新聞づくりを通じて自身の考えを文章にすることでわかりやすく伝える。校正をすることで文章力、表現力、語学力の向上につなげるというものでございます。応募期間は令和3年7月25日から8月31日。告知はポスターの掲示のほか、K o D o M o新聞、読売新聞への折込、また、6月に無償で配付をいたしますK o D o M o新聞のほうでもチラシを配付して周知をするというふうに伺ってございます。応募方法は専用の用紙に新聞作成し、事務局もしくは最寄りの新聞販売店へ提出するというものでございます。最優秀賞、優秀賞ほか、賞、選考会において選考する予定です。発表につきましては、東都よみうりの紙面、あわせて9月19日（日）にはグリーンパレスにおきまして、展覧会を開催する予定であるというふうにお伺いしてございます。このほか、予算書や東都よみうり会の名簿、また、運営細則、チラシの案をおつけさせていただきました。ご審議をよろしく願います。
教 育 長	このことに関しましては、ご質問・ご意見いかがでしょうか。
庭 野 委 員	去年もK o D o M o新聞ですか、配布されたということで、そのことについては、確かに配布されているなど拝見したことはあるんですけども、これはK o D o M o新聞ではなくて、子どもが夏休みだから、夏休みの活動に限ってとか、そういうことに限らないで思っていること、考えていることを

	うまく記事にまとめてつくっていくということなんですよ。そういうことであれば、よく、こういった活動は小学校でやっておりますので、ぜひこれをつくった活動で得た成果物をこういったところにみんな出して、競っていくということは、ここにもありますけれども、表現力を培っていくためにいいことだなというふうに思っていて、ぜひ、たくさんの応募をしてもらいたいなというふうに思いました。感想です。
平井委員	先ほど、今お話ありましたようにタイミングとして夏休みのときという事になっていきますけれども、学校ではポスターが貼られる感じのようなんですけれども、先生方で積極的にこういう夏休みの宿題みたいにこういうの書いて送ってというような姿勢ではないのでしょうか。
教育推進課長	ポスターの掲示というのは全くおっしゃるとおり、予定をしているんですけれども、改めまして、6月に3年生から6年生までの全児童にK o D o M o新聞を配布いたします。その配布にあわせてこのチラシも子どもたちに届けるということで、もちろん活用する際は、それぞれの子どもや、また教員の方々の活用方法にかかってくるころではあるんですが、ここの団体さんとしましては、ぜひ多くの方に応募してほしい、また、あわせて夏休みの宿題をあわせることで自由研究等にもぜひ役立ててほしいということで、実施するという事をお伺いしてございます。
教 育 長	校長会に来たのは、これじゃなかったっけ。
教育推進課長	校長会に来てご案内いただいたのは、無償配布のご案内です。そのときにもこの企画はまだつくっている途中だったということであるんですけれども、正式なご案内はこれから。
蓮沼委員	この前の学校選択制の案内のときにも話したんですけれども、これも結局応募期間が4月25日から8月31日になっているんです。これだと江戸川区の場合は学校始まっていますね。8月の終わり頃ね。だから、今、夏休みの縮減を戻しているところが増えているんですね。 だから、そろそろ夏休みの縮減のあれも考える機会にしていっていいのかなと思うんですよ。要するに、教員の研修なんかも8月いっぱいまで休みだという前提で都教委のほうも組んでいる。8月の下旬に江戸川区の学校始まって、そんな教員が参加できるわけないというような現場からの不満

	とか、私がいたときもありましたので、もちろん授業時数も大事だけれども、時数だけじゃなくてしっかりカウントされている部分もやっていけば問題ないことなので、また、それもどこかで考えていく、こういうのもそうだし、大会なんかもそうですね。近隣区、葛飾区は最初にやりましたが、戻しているんです。また、それも考えていただければと思います。これ自体はすばらしいことですね。
教 育 長	授業で新聞を取り入れてやっていただける先生もいらっしゃるして、学校を見て回ったときに、たまたま職員室のところに子どもたちの新聞の切り抜きが貼ってあって、校長先生になんですかと聞いたら、ある学年の先生が新聞を使った授業をやって、その授業の際に、その新聞に投稿してみようとクラスみんなで投稿したとのことでした。そうしたら、そのうちの何人かが、実際に載って、それらが記念に廊下に貼ったりするような、やっぱりそれも子どもにとってはすごく誇らしい話だし、新聞がすごく身近に感じられるし、すごくいい授業ですねなんて話をしました。新聞に載せてもらえるのも、本当にありがたいなというふうに思います。
蓮 沼 委 員	社会科の先生方もそうですね。N I Eといって、ニューズペーパー・イン・エデュケーションとか、そういったいろいろな大会みたいなものもあるし、各学校にも無料で6種ぐらいありますよね。
教 育 長	他になれば、20号議案は原案のとおり決定をいたします。 続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 「教職員の人事について」の報告でありますけれども、この報告事項は、人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いをいたします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	賛成と認めます。これより会議は秘密会となります。 傍聴人の方は、退出をお願いします。 〔傍聴人退室〕

教 育 長	〔秘密会〕 〔秘密会終了〕 〔傍聴人再入室〕 以上をもちまして、令和3年第10回教育委員会定例会を終了いたします。 閉会時刻 午後4時40分
--------------	--